

第1号議案

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則（平成16年宮城県教育委員会規則第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年4月17日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

## 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則（平成十六年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「災害をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第三項を削る。

第七条の次に次の一条を加える。

（貸付けの制限）

第七条の二 前条第一項の奨学資金の貸付け又は東日本大震災により被災した高等学校等の生徒に対する都道府県による給付金等（一時的な支援のための給付金等を除く。）の給付を受ける者は、被災生徒奨学資金の貸付けを受けることができない。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る奨学資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

改正後	現行	備考
<p>第一条～第六条 （略）</p> <p>第七条</p> <p>1 （略）</p> <p>2 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により被災した者への奨学資金（以下「被災生徒奨学資金」という。）の貸付金額は、条例第三条第一項各号の区分に応じ、それぞれ月額二万円とする。</p> <p>3</p> <p>（貸付けの制限）</p> <p>第七条の二 前条第一項の奨学資金の貸付け又は東日本大震災により被災した高等学校等の生徒に対する都道府県による給付金等（一時的な支援のための給付金等を除く。）の給付を受ける者は、被災生徒奨学資金の貸付けを受けることができない。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第一条～第六条 （略）</p> <p>第七条</p> <p>1 （略）</p> <p>2 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により被災した者への奨学資金（以下「被災生徒奨学資金」という。）の貸付金額は、条例第三条第一項各号の区分に応じ、それぞれ月額二万円とする。</p> <p>3 被災生徒奨学資金は、第一項の奨学資金と重複し貸し付けることを妨げない。</p> <p>（以下略）</p>	<p>○貸付けの制限をするもの</p>

## 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正の概要について

### 1 改正理由

「被災児童生徒就学支援等事業実施要領（東日本大震災）（平成 27 年 4 月 9 日文科科学大臣裁定）」が改正されたことを受け、被災生徒奨学資金貸付について、県が行う他の奨学金事業等との重複貸付けを制限とするための所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

被災生徒奨学資金貸付について、従来型奨学資金貸付及び東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金との重複貸付けを制限するもの。

#### 【参考】貸付等概要

事業名	概要
被災生徒奨学資金貸付	<p>○対象： 保護者が県内に住所を有し、東日本大震災により被災し、次のいずれかにより修学が困難な状況にある生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋全壊(全焼)、大規模半壊(半焼)、半壊(半焼)</li> <li>・主たる家計支持者の収入が震災前と比較し 1/2 以下に減少している場合 等</li> </ul> <p>○貸付額：月 20,000 円 (年額 240,000 円を一括貸付)</p> <p>○償還：卒業により全額免除</p>
従来型奨学資金貸付	<p>○対象： 高等学校等に在学する優れた者であって経済的理由により就学が困難な生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が県内に住所を有し、①学力、②人物、③家計の基準を満たす者</li> </ul> <p>○貸付額：月 18,000 円～35,000 円 (区分による)</p> <p>○償還：償還期間は卒業後 10 年程度 (年賦・半年賦・月賦等)</p>
東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金事業	<p>○対象： 東日本大震災に起因する理由によって保護者が死亡し、又は行方不明となっている児童生徒 (小・中・高・大学生等)</p> <p>○給付額：月 50,000 円、卒業一時金 600,000 円 (高校生の場合)</p> <p>○償還：不要</p>

### 3 施行期日

公布の日